

# 暮らしの情報

## 償却資産申告書の提出を

固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)も課税の対象です。1月1日時点の状況申告がまだの人は早めに京都地方税機構へ申告してください。

▼詳しくは、京都地方税機構(☎075・414・4503)へ。  
《税務課》

## 歯周疾患検診の受診期限は今月末

令和4年度の歯周疾患検診は2月28日(火)まで。受診していない人は、早めに予約をしてください。受診には検診案内兼受診券(対象者には送付済み)、保険証を持ってきてください。

【場所】市内協力歯科医療機関(受診券や市ホームページで確認可)

【内容】歯周病検査や歯科一般検査、ブラッシング指導

【対象】今年度40歳・50歳・60歳・70歳の市内在住の人(治療中、総入れ歯の人は対

象外)

【料金】600円(70歳、生活保護、非課税世帯、舞鶴市国保加入者は無料)

【申し込み方法】直接協力歯科医療機関へ。

▼詳しくは、健康づくり課(☎65・0064)へ。

## 令和3年度発行高齢者外出支援事業チケットの期限は3月末

市では、75歳以上の人を対象に、バス・タクシー・京都丹後鉄道チケットを販売しています。令和3年度発行で、右上記載のナンバーが「06」「6」で始まるチケットの有効期限は3月31日(金)までです。

▼詳しくは、高齢者支援課(☎66・1018)へ。

## 文化財補助金の相談受付

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事の保全活動は、府の補助を受けることができます。相談期間は2月28日(火)まで。

【対象】明治時代以前に建てられた神社・寺院などの建物修理、明治時代以前の仏像、仏画・ふすま絵など美術工芸品の保存やその保存に必要な収蔵庫の整備、戦前から伝承されている民俗芸能、伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入など

▼詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

## 戦没者遺族相談員に相談を

国から委嘱を受けた相談員が戦没者遺族の恩給や給付金・弔慰金の受給、生活上の困りごとの相談に応じます。気軽に相談してください。

◇東・中・大浦地区：四方順子さん(☎62・2784)  
◇西・加佐地区：新宮正義さん(☎76・6220)

《福祉企画課》

## 障害福祉サービス・重複利用者などの負担を軽減

令和4年3月～5年2月に利用した障害福祉サービスに対し、所得区分ごとに定めた利用者負担の上限月額を超過を支給します。

対象者は申請してください。また、介護保険サービスに移行した人の利用者負担の軽減もあります。

◆高額障害福祉サービス費

【内容】利用者負担額(月額、高額介護サービスなどで償還された費用や食・光熱水費などは除く)の合計が、37,200円を超えた分(ただし、児童の場合は利用するサービスのうち最も負担上限月額の高い額を超えた分)

【対象の世帯】◇障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)や児童福祉法に基づく児童通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)、障害児施設を利用する人がいる◇障害福祉サービスと補装具、障害福祉サービスと介護保険のサービスを併せて利用している人がいる(障害福祉サービス費の負担額が0円の人は対象外)◇特定の障害福祉サービスを5年以上利用した人が65歳になり、それと同等の介護保険制度のサービスを利用し一定の条件に該当する

◆重複利用者への支給

【内容】次の障害福祉サービス

重複利用者負担の上限月額

所得階層区分	月額(上限)
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	7,500円
市民税課税世帯	12,300円
市民税課税世帯	18,600円
市民税課税世帯	37,200円

【対象のサービス】◇在宅生活者の障害福祉サービス◇自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)◇補装具《共通》【申請方法】口座振込に必要なもの(印鑑、通帳など)と領収書を持参し、3月15日(水)までに障害福祉・国民年金課(☎66・1033、☎62・7957)か子ども支援課(☎66・1094、☎62・7957)へ。

## 令和5年度版ごみ分別ルールブックを作成

ごみの分別方法・処分方法や不燃ごみの収集日程などを中心に掲載した、令和5年度版「舞鶴市ごみ分別ルールブック」(A4判、32頁)を3月1日(水)から配布します。令和5年度版からは、配布方法を新聞折り込みから全戸配布(ポスティング)へ変更し、3月末までにお届けします。▼詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。

## 舞鶴市地域福祉計画(案)に「意見を

市では、誰もが住み慣れた地域で役割を持つて生き生きと暮らすことができるまちを目指して「舞鶴市第5期地域福祉計画」(令和5～8年度)の策定を進めています。このたび、舞鶴市地域福祉計画(案)をとりまとめましたので、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、意見を募集します。

【募集期間】3月3日(金)まで  
【提出方法】様式は自由。住所、

氏名、電話番号を記載し「舞鶴市地域福祉計画(案)」に対する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、電子メールで福祉企画課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【計画(案)の公表場所】福祉企画課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、まなびあむ、東・西図書館、市ホームページにも掲載。

【提出された意見の取り扱い】提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方などを公表します(氏名などは公表しません)。

▼詳しくは、福祉企画課(☎66・1011、☎62・7957)へ。

## 第3次舞鶴市教育振興大綱(案)に「意見を

市では「第2次舞鶴市教育振興大綱2019～2022」(平成31年度～令和4年度)に基づき、教育行政を推進していますが、計画期間が令和5年3月末で終了するため、教育を取り巻く環境や社会情勢などの変化を踏まえ、新たな教育振興大綱の策定の準備を進めています。

このたび、次期教育振興大綱「第3次舞鶴市教育振興大綱(案)」をとりまとめましたので、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、意見を募集します。

【募集期間】2月21日(火)まで  
【提出方法】様式は自由。住所、氏名、電話番号を記載し「第3次舞鶴市教育振興大綱(案)に関する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、市ホームページ問い合わせフォーム(左下コードからアクセス可)で教育総務課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【大綱(案)の公表場所】教育総務課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、まなびあむ、東・西図書館、市ホームページにも掲載。

【提出された意見の取り扱い】提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方などを公表します(氏名などは公表しません)。

## 舞鶴市文化振興基本計画(案)に「意見を

市では「舞鶴市文化振興基本計画」に基づき、文化の振興に関する施策を進めていますが、計画期間が令和5年3月末で終了するため、さらなる市民との協働により取り組む本市の文化振興の方向性を示す次期文化振興基本計画の策定に取り組んでいます。このたび、第2次文化振興基本計画(案)をとりまとめましたので、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、意見を募集します。

【募集期間】2月20日(月)まで  
【提出方法】様式は自由。住所、氏名、電話番号を記載し「文化振興基本計画(案)」に関する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、市ホームページ問い合わせフォーム(左下コードからアクセス可)で文化振興課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【計画(案)の公表場所】文化振興課、総合文化会館、市政情報コーナー、西支所、加佐

分室、各公民館、まなびあむ、東・西図書館、市ホームページにも掲載。

【提出された意見の取り扱い】提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方などを公表します(氏名などは公表しません)。

▼詳しくは、文化振興課(☎66・1019、☎62・9891)へ。

【提出方法】様式は自由。住所、氏名、電話番号を記載し「第3次舞鶴市教育振興大綱(案)に関する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、市ホームページ問い合わせフォーム(左下コードからアクセス可)で文化振興課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【大綱(案)の公表場所】文化振興課、市政情報コーナー、西支所、加佐

分室、各公民館、まなびあむ、東・西図書館、市ホームページにも掲載。

【提出された意見の取り扱い】提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方などを公表します(氏名などは公表しません)。

